令和８年 11 月９日

令和８年度第６回山形地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は、下記５の募集要領によりお申し込みください。

記

１　日　　時　令和８年 11 月９日（月）午後５時 30 分～
２　場　　所　山形労働局　大会議室
　　（山形市香澄町３丁目２番１号　山交ビル３階）
３　議　　題
（１）山形県特定（産業別）最低賃金の答申に異議が出された場合、異議の取扱いについての審議
（２）　その他
４　傍 聴 者　若干名
５　募集要領
（１）傍聴希望者は、氏名、年齢、所属、住所、電話番号を明記の上、郵送又は電子メールにて、下記の宛先までお申込みください。
お申込み締切日は令和８年 11 月９日（月）**午後４時必着**

郵　　送：	郵便番号９９０－８５６７ 山形市香澄町３丁目２番１号　山交ビル３階 山形労働局労働基準部賃金室あて
電子メール：	chinginshitsu-yamagatakyoku@mhlw.go.jp

（２）会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。
抽選となった場合は、後日、抽選結果をご連絡いたします。
（３）当日は、審議会の開始 10 分前までに入室してください。
審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
なお、ご応募いただいた本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、必ず本人であることがわかるもの（運転免許証等）をご持参ください。
６　その他
（１）傍聴の際は、別添の遵守事項を厳守してください。
（２）車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がおられる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

山形地方最低賃金審議会
事務局：山形労働局労働基準部賃金室
電　話：０２３（６２４）８２２４

《別添》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

１　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

２　携帯電話等、音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。

３　写真撮影やビデオ撮影、録音することはできません。

４　静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。

５　審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
　また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。

６　プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等、審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。

７　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
　また、危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。

８　銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。

９　その他、会長又は部会長及び事務局職員の指示に従ってください。
　なお、上記の各事項に反する行為を行った場合は、会長又は部会長がその者を退場させることがあります。

山形地方最低賃金審議会